# 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則 (平成15年細則(調)第8号) に基づき下記のとおり公告します。

2025年7月9日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公告件名:全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-3(ウズベキスタン、インド)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))
- 2. 競争に付する事項:入札説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:入札説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項:「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. 技術提案書及び入札書等の提出: 入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. 開札日時及び場所: 入札説明書第1章9. のとおり
- 7. その他:入札説明書のとおり

# 入札説明書

# 【一般競争入札(総合評価落札方式 -ランプサム型)】

業務名称: 全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージ II-3 (ウ ズベキスタン、インド) (一般競争入札 (総合評価落札方 式 - ランプサム型))

調達管理番号: 25a00346

## 【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下、JICAという)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 7 月 9 日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

## 第1章 入札の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-3(ウズベキスタン、インド)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、 契約書では消費税を加算します。(全費目課税)<sup>1</sup>

(4) 契約履行期間(予定): 2025年9月から2026年12月 先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品 完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

#### (6)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後): 契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降): 契約金額の8%を限度とする。

#### (7) 部分払の設定2

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期 は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025 年度末(2026 年 2 月頃)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

## 2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部事業評価第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 7月 15日まで
2	入札説明書に対する質問	2025年 7月 15日 12時まで
3	質問への回答	2025年 7月 18日 まで
4	入札書(電子入札システム	2025年 7月 25日 12時まで
	へ送信)、別見積書・技術提	
	案書の提出日	
5	技術提案書の審査結果の連	入札執行の日時の2営業日前まで
	絡	
6	入札執行の日時(入札会)	2025年 8月 8日 11時
7	技術評価説明の申込日(落	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで
	札者を除く)	(申込先: <u>https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</u> )
		※2023年7月公示から変更となりました。

# 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

本項目については 10 ページの「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。

排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に 関する防止策を講じた上で参画可能の回答を得た場合のいずれも、13ページの「排除者 条項にかかる申告書」を、上記2.(3)4の期日までに、技術提案書に添付して提出し てください。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は 省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約 の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順 に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83 %9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E 5%A5%91%E7%B4%84.pdf

#### 提供資料:

「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

## 5. 入札説明書に対する質問

#### (1) 質問提出期限

1)提出期限:上記2.(3)日程参照

2)提出先 : <a href="https://forms.office.com/r/kTfsamnvWW">https://forms.office.com/r/kTfsamnvWW</a>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

#### (2) 質問への回答

1)上記2.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

2)回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

#### (3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 6. 入札書・技術提案書の提出

- (1)提出期限:上記2.(3)日程参照
- (2)提出方法:

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際 キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

#### 1)技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

#### 2)入札書(入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出し て得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知

は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

#### 3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書(または別見積書)」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

#### (3)提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (https://partner.jica.go.jp/) (ただし、パスワードを除く)

- (4)提出書類
  - 1)技術提案書・別見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
  - 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
  - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の 2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2.選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に 合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書 (電子データ)は、JICAにて責任をもって削除します。

### 8. 入札書

- (1)入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3)競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4)入札保証金は免除します。

#### (5)入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2)入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、<u>入札金額内訳書にて異なる金額が</u> 計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札執行の日時、手順等

(1)日時:上記2.(3)日程参照

#### (2)入札会の手順

- 1) 開札方法:本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札:全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。) には、再入札を実施します。詳細は下記(3)のとおりです。
- 3)入札途中での辞退:

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時 までに電子入札システムから辞退届を必ず提出(送信)してください。<sup>3</sup>

#### (3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合(不落)は、再入 札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

## (4)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

#### (5)入札会の終了

3 この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに 入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合 があります。

## 10. 落札者の決定方法

#### (1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点 を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点と します。

#### (2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

#### (3)価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点:最低見積価格=100点
- ② 価格評価点: (最低見積価格/それ以外の者の価格) ×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100点

それ以外の見積額(N):価格評価点=(予定価格×0.8/N)×100点

\*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

#### (4)総合評価の方法

技術評価点(加点分を含む)と価格評価点 70:30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点)  $\times$  0.7+ (価格評価点)  $\times$  0.3

## (5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1)技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

## 11. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3)契約書附属書皿「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定 します。

### 12. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

#### 【事後評価業務における排除者条項(2025年度版)】

- 1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の 法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者 になることができません<sup>4</sup>。
  - ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定(詳細計画策定調査/準備調査等の事前の調査の評価分析を含む)、概略/基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
  - ② 本件業務の評価対象案件の実施(調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。)に従事したことのある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
  - ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことのある個人
  - ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

#### 【注意】

- 2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価(中間レビュー、終了時評価)への従事は上記制限の対象とはしません。
- 3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容 (TOR から生じる評価業務との関係度合等) が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。
- 4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関(JICA、旧OECF、旧JBICを含む)等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記 1. に関わらず本件業務には参加できません。
- 5. JVによる応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。
- 6. 応札法人の関連企業(子会社ないし関連会社)が上記 1. に該当する場合、応札法人が 直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

### 【利益相反の事前確認】

上記1. ①~④に該当すると考える方は、【表 1】を参考に、関連番号、従事した業務の

 $<sup>^4</sup>$  評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」(第2版)、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」(2014年12月)を参照ください

TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について(従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて)、7月18日(金)12時までに、評価部宛 (jicaev@jica.go.jp)に情報を提出ください。技術提案書提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAから技術提案書評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

【表 1】 以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連 番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
1	(例)準備・形成段階の調査 における各種データ収集を 法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性にお けるベースライン値が 関係するが、 <u>評価の判断</u> <u>とは直接の関係が無い</u> 。	本業務の業務主任 者・該当案件の担当 (評価者)は左記業 務に携わった者と
2,3,4	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援(ロジスティックサポート)を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、受託内容と評価判断(セミナーの成果)とは直接の関係が無い。	異なる要員を充て、 両者の間で、情報共 有を遮断する体制 を確保する。
1	(例) J/V の一員(A社)がX 事業で、案件準備の業務受 託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価 は業務主任者・担当 者ともに JV を構成 する B 社が担う。そ の際、A 社と B 社で 情報共有を遮断す る体制を確保する。

<sup>(\*1)</sup> 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

<sup>(\*2)</sup> 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

<sup>(\*3)</sup> 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICAに提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者(社)が入らないように、グループを設定する。

# A社

評価者①

(業務主任者、<u>利益相反該当案</u> <u>件担当)</u>

評価者③

I

I

該当案件のteamsグループメンバー

# B社

<u>(該当業務に</u> 過去に携わった社)

> 評価者② (該当業務に過去に 携わった者)

※該当業務に過去に携わった社(者)は、 該当案件のteamsグループには入らない

## 排除者条項にかかる申告書

技術提案書を提出する際には、本申告書を必ず添付し提出してください。

4	1	+	11	<b>7</b> T	7
		14.7	小	.社	石

調達件名	
応札社名	
(共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名	
(役職)	
(所属先)	
(連絡先)	

## 2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項 (2025 年度版)】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に〇をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項(2025年度版)】について、 1. ①~④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項(2025年度版)】について、 構成員が1.①~④に該当していますが、本申告書の提出に先 立ち、JICAへ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関 する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

#### 3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。虚偽の申告が判明した場合、JICAの規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄	
日付	○年○月○日

# 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 【1】本業務に係る技術提案書作成上の留意点

#### 1. 記載上の留意点

- ▶ 競争参加者は、本特記仕様書に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、技術提案書にて提案してください。
- > この他、技術提案書に一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 技術 提案書作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 2. 特に具体的な提案を求める内容

▶ 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第 3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリスト の項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書を 参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での
		該当条項
1	設定されている指標データの入手方	第3条(2)調査・分
	法、又はより適切な代替指標が考え	析の実施基準、脚注5
	られる場合はその指標及び入手方法	
	について	
2	現地調査補助員の傭上方法や確保でき	第3条(5)ローカル
	る人材の目途、活用の範囲等について	リソースの活用、脚注
		12
3	ヒアリング対象地区、村および対象	第4条(5)定性調査
	者の選定方法について	(LNOB):インド・ラジ
		ャスタン州地方給水・

	フッ素症対策事業、脚
	注 21

#### 【2】特記仕様書

(契約交渉相手方の技術提案書内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

#### 第1条 業務の目的と範囲

- ▶ 本業務は、2025 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件派の以下とおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語	定性/定量	IRR再計算	その他
				(※1)	調査		( <b>※</b> 2 <b>~</b> 7)
1	ウズベキスタン	円借款	ナボイ火力発電所近代	露語	_	FIRR/EIRR	_
			化事業				
2	インド	円借款	ラジャスタン州地方給	_	定性調査	EIRR	_
			水・フッ素症対策事業				
3	インド	円借款	マディヤ・プラデシュ	_	_	FIRR/EIRR	_
			州送電網増強事業				

- (注) 該当がない欄は、「一」としています。該当のある場合のみ記載しています。
- ※1 指定言語:日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書(案)を作成する言語
- ※2 ノンスコア (主体的振り返りの詳細分析) を含む案件
- ※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件
- ※4 衛星データ利用の案件
- ※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件
- ※6 誰一人取り残さない(Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。)にかかる詳細分析を含む 案件
- ※7 簡易型評価

## 第2条 業務の背景・経緯

▶ 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象 国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- ▶ 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している

#### 第3条 実施方針及び留意事項

#### (1)情報の取り扱い

- ▶ 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則(平成 17 年細則(総) 11 号)等に基づく取扱いとなる。
- ▶ 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関(以下、「実施機関」とする)に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱に留意する。

## (2)調査・分析の実施基準

▶ 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性)<sup>5</sup>及び(4)参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

#### (3)発注者による様式等の提示

> 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、(4)参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、 定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、技術提案書で提案すること。

## (4)参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

- > 公開資料
- (ア)評価に関するガイドライン等
  - ア)外部事後評価レファレンス<sup>6</sup> (2025年度版)
  - イ) JICA 事業評価ガイドライン<sup>7</sup> 第 2 版
  - ウ) JICA 事業評価ハンドブック<sup>8</sup> (Ver. 2. 0)

## (イ) その他

- 図 環境社会配慮ガイドライン<sup>9</sup>
- 図事業事前評価表<sup>10</sup>(事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)
- □ 既存事業・調査の報告書等11 (案件名またはキーワードで検索)
- ▶ 配布資料
- (ア) 契約締結前に配付する資料
  - ☑【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2025
  - ☑【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス(2018 年度改訂版)
  - 【ひな型】評価報告書 資金協力(英) 2025
  - 【ひな型】評価報告書\_資金協力(和)\_2025
  - 【ひな型】評価方針\_事前事後比較表\_円借款\_2025
- (イ) 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料 以下の資料については、JICA評価部 (jicaev@jica.go.jp) へ連絡し入手してくださ い。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。
  - ◯有償資金協力事業にかかる資料
- ▶ ウズベキスタン「ナボイ火力発電所近代化事業」PCR、審査調書
- ▶ インド「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業」PCR、審査調書

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.htmlを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.htmlを参照。

<sup>8</sup> https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.htmlを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> <a href="https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline.html">https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline.html</a>にアクセスし、対象案件の事業事前評価表「3. 事業概要の環境社会配慮」内に記載されているカテゴリ分類の根拠に記載されている版を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup>https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php にて、 案件名で検索して参照。

<sup>11&</sup>lt;u>https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general\_new/2022/index.html</u> に案件名またはキーワードで検索して参照。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

- ➤ インド「マディヤ・プラデシュ州送電網増強事業」PCR、審査調書
- (ウ) 契約締結後に配付する資料
  - 凶報告書等のひな型
  - □ IRR再計算シート及び計算確認シート

#### (5) ローカルリソースの活用

- ▶ 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員<sup>12</sup>を確保すること。
  - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
  - ② 既存情報収集の支援
  - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
  - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

#### (6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- ▶ 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- ▶ 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
  - ① 評価方針(和文)の確定(25~40営業日)
  - ② 事前事後比較表(和文)の確定(25~35 営業日)
  - ③ 評価報告書(和文)の最終確定(30~50営業日)
  - ④ 評価報告書(英文)の確定(25~45 営業日)

#### (7)発注者及び関係者との連絡・調整

▶ 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所(支所を含む)

<sup>12</sup> 本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊傭人費(一般業務費)での現地調査補助員の傭上を想定している。現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を傭上することが望ましい。

に対する面談・会議の手配を行うこと。

- (8) 現地調査対象範囲と安全配慮
  - ▶ 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
  - 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査、事業関係者の招へいにより実施する。案件ごとの具体的な対応は以下(9)のとおり。
- (9) 各評価案件の評価実施方針・対象範囲
  - ① ウズベキスタン ナボイ火力発電所近代化事業
  - (ア)調査対象範囲・実施機関
    - ア)調査対象範囲:

ウズベキスタン国南部ナボイ州ナボイ市近郊

- イ)実施機関:ウズベクエネルゴ (Uzbekenergo) (現:火力発電持株会社 (Joint Stock Company Thermal Power Plant)) (タシケント市)
- ウ)現地渡航及び安全配慮
- ➤ 業務従事者は現地調査補助員とともに、実施機関及び、火力発電持株会社の拠点があるタシケント市とナボイ火力発電所(Navoi Thermal Power Plant)のあるナボイ州を踏査して情報収集をする。
- (イ)評価6項目の評価に関する留意点

△本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の 事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/ 調整、国際的枠組み等を調査する。

図事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

#### イ) 有効性・インパクト

- 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。
- ▶ 事前評価表に記載された運用効果指標:①最大出力(MW)、②単位時間当たりの最大熱供給量(Gcal/h)、③設備利用率(%)、④所内率(%)、⑤稼働率(%)、⑥総合熱効率(発電+熱供給)(%)、⑦原因別の停止時間(hours/year)、⑧送電端発電量(年間)(GWh)、⑨年間熱出力(Gcal)の変化

#### ウ) 持続性

図整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

▶ 対象施設:ナボイ火力発電所。

#### (ウ) 環境社会配慮

□ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月版)」適用

➤ 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリAに分類され、大規模な火力発電セクターに該当し、住民移転、用地取得が発生する見込みとされていた。また事前評価表には、本事業の工事中はEPC コントラクターによる大気質、水質(河川水)、騒音、廃棄物、苦情を、供用後はナボイ火力発電所が、大気質、排気ガス、水質(排水・河川水)、騒音、廃棄物、苦情に関するモニタリングと、住民移転の進捗および移転後の住民の生活状況については、実施機関が地方政府に設置される Land Acquisition and Resettlement Committee および住民移転コンサルタントと協力しモニタリングが行われると記載がある。本事業が計画と左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

#### (エ) 過去の類似案件からの教訓

☑本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の火力発電所建設プロジェクトでは、発電所の運転維持管理を担う人員が量及び質ともに不十分であり、維持管理段階で追加的な技術指導の必要性が指摘されていたことから、事前の計画的な要員配置及び技術能力向上が重要であるとの教訓が得られた。本事業で導入する高効率の熱併給型コンバインドサイクル発電プラント(CCPP)は当国にとって比較的新しい技術であることから、本事業では上記の教訓を踏まえ、トレーニングプログラムの策定及び実施を通じた技術移転をコンサルティング・サービスの TOR に含む予定であった。これについて、その実施状況や効果について確認する。
- (オ)誰一人取り残さない (Leave No One Behind: LNOB) の視点について:
  - ☑本事業の最終受益者として、広くウズベキスタン全土の住民が想定されるが、電力の安定供給に資するインフラ整備という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。
- (カ) 定性調査/定量調査

△本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査/定量調査を含めない。

#### (キ) 詳細分析

□ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

- ② インド ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業
- (ア)調査対象範囲・実施機関
  - ア)調査対象範囲:

ラジャスタン州ナゴール県東部

- イ)実施機関:ラジャスタン州公衆衛生局 (Public Health Engineering Department, Government of Rajasthan: PHED) (ジャイプル市)
- ウ)現地渡航及び安全配慮
- 図調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である。<sup>13</sup>
- ➤ 業務従事者は現地調査補助員とともに、実施機関(PHED)およびフッ素症対策コンポーネントの実施機関であるラジャスタン州医療・保健・家族福祉局(DoMHFW)が

<sup>13</sup> 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

あるラジャスタン州ジャイプル県ジャイプル市、取水設備および浄水場設置エリアであるラジャスタン州ビカネール県 Nokha Daiya、上水道サービス提供エリアであるラジャスタン州ナゴール県東部の9地区(Nagaur, Merta, Jayal, Degana, Ladnun, Didwana, Makrana, Parbatsar, Nawa) について、踏査して情報収集をする。

#### (イ)評価6項目の評価に関する留意点

図本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

#### ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の 事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/ 調整、国際的枠組み等を調査する。

図事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

#### イ) 有効性・インパクト

- - ▶ 事前評価表に記載された運用効果指標:①給水人口(千人)、②水道普及率(%)、③給水量(㎡/日)、④給水量(㎡/日)、⑤施設利用率(%)の変化
  - ▶ 事前評価表に記載されたインパクト指標:①関節痛を訴える患者比率の差(事業対象地域の関節痛を訴える患者の全体に占める割合の事前事後の差)、② 尿のフッ素含有量が正常値を超える患者比率の差(事業対象地域の尿のフッ素含有量が正常値を超える人の全体に占める割合の事前事後の差) なお、インパクト指標については、フッ素症対策コンポーネント実施機関である DoMHFW へのヒアリングに加え、必要に応じて対象エリア内の医療機関を通じた情報収集を行う。

#### ウ) 持続性

図整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

- ▶ 対象施設<sup>14</sup>は以下の通り。
  - イ) 取水設備 1ヶ所
  - ロ) 浄水場 1 ヶ所 (施設容量: 230MLD)
  - ハ) 送水管 約 452km
  - 二) 配水池 約 23 ヶ所
  - ホ) 増圧ポンプ施設 約 23 ヶ所
  - へ) 配水網 約 866 ヶ村(約 6,993km)
  - ト) SCADA<sup>15</sup>システム
    - 浄水場 SCADA 1 ヶ所
    - 配水 SCADA 約 866 ヶ村

## (ウ) 環境社会配慮

☑本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

▶ 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリBに分類され、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないとされていた。住民移転は伴わないものの、州政府保有の土地の移譲を予定しており、本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続きに沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

#### (エ)過去の類似案件からの教訓

☑本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

▶ 過去の環境保全事業では、事業実施主体と完成後の運営主体が異なる場合のオーナーシップの醸成に係る教訓が得られた。本事業では、上水道施設の運営・維持管理を事業実施主体と異なる市町村レベルの地方自治体が運営することになっていることから、事業計画段階から地方自治体に対する施設の運営維持管理体制のキャパシティ・ビルディングを実施することが計画されて

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> ホ)、へ)、ト)について、本事業対象全 9 地区のうち2 地区(Ladnun, Nawa)は、円借款支援対象外。(国家地方給水プログラムによる資金手当対象のため)

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Supervisory Control and Data Acquisition (監視制御システム) の略。浄水場 SCADAと各配水池、配水塔に設置される SCADA (配水 SCADA) において水量を計測し、需要量に応じ配水制御を行うもの。

いた。これについて、その実施状況や効果を確認する。

- (オ)誰一人取り残さない (Leave No One Behind: LNOB) の視点について:
  - ☑本事業の最終受益者としてラジャスタン州ナゴール県東部の住民が想定されるが、その中でも特に女性や貧困層については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、詳細分析を行い検証する。詳細は 第4条 (5)詳細分析内に記載のとおり。
- (カ) 定性調査/定量調査

□ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査を含める。

## (キ) 詳細分析

□ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

- ③ インド マディヤ・プラデシュ州送電網増強事業
- (ア)調査対象範囲・実施機関
  - ア)調査対象範囲:マディヤ・プラデシュ州全域
  - イ)実施機関:マディヤ・プラデシュ州送電公社 (Madhya Pradesh Power Transmission Company Limited: MPPTCL)
  - ウ)現地渡航及び安全配慮
  - 図調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である<sup>16</sup>
  - ▶ 業務従事者は現地調査補助員とともに、実施機関及び、実施機関の維持管理部門傘下の地域事務所(インドール、ボパール、ジャバルプール)を含めた事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。
- (イ)評価6項目の評価に関する留意点

図本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

<sup>16</sup> 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の 事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/ 調整、国際的枠組み等を調査する。

図事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。尚、事前評価表には本事業の円滑な実施及び事業効果最大化の観点から、最新技術(低口ス電線及び屋外仕様 GIS 変電所)の導入に係る指導等、MPPTCL に対する技術支援を行うと明記されている。これについて、どのように対応されたかを調査する。

#### イ) 有効性・インパクト

- 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。
  - ▶ 事前評価表に記載された運用効果指標:①変電容量(MVA)、(400/220Kv・220/132kV・132/33kV)②平均設備稼働率(%)、(400/220kV 変電所・220/132kV 変電所・132/33kV 変電所)③送電端電力量(GWh)、④送電損失率(%)の変化

定性的効果として、系統の安定化、発電容量の増加に即した追加電力の安定供給、送電効率向上による同州の電力需給状況の改善に対し、どのような影響をもたらしているかを確認する。

#### ウ)持続性

図整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

対象施設:①送電線(400kV、220kV、132kV)計約940km(回線長)敷設(一部に低口ス送電線を適用)、②変電所計30ヶ所新増設(一部に屋外ガス絶縁開閉装置(GIS)を適用)

#### (ウ) 環境社会配慮

▶ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」 適用上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリBに分類され、自然環境へ の望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意し て分析する。

- ▶ 汚染対策に関し、工事中の大気質、騒音・振動については荷台への覆いによる粉塵対策や、工事車両の速度制限等の対策により、環境への負の影響は軽減され、また工事中及び供用後の土壌流出、水質については、急峻な斜面等での鉄塔建設の回避や植栽による法面保護等の対策により影響を緩和するとしていた。これに対し、適切な対応がとられていたか確認する。
- ▶ 自然環境面に関し、事業対象地域周辺には国立公園及びマディヤ・プラデシュ州政府が指定した保護区が存在するが、送電線ルート及びその工事区域は、当該保護区域に該当しない地域を選定し、樹木の伐採については、森林承認に基づいて植林を行うとしていた。これらの対策により、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定されたが、適切な対応がとられていたか確認する。
- ▶ 社会環境面に関し、本事業に必要な用地約 87.5 ha は、全て州政府から MPPTCL に譲渡されるため、用地取得及び住民移転は発生せず、本事業の工事 に伴う樹木や作物、住民の生計の損失については、インド国内法制度及び JICA ガイドラインに沿って補償されるとしていた。また事業対象地域やその 周辺にはインド国内法上の指定民族等が居住しているが、事業対象地域で実 施した住民協議では指定民族等への特段の影響は指摘されず、送電線ルート 及びその工事区域は居住地区や文化財を回避するため、指定民族等に対する 影響は最小限であると想定され、住民協議では事業に係る特段の反対意見も 確認されていないとしていた。これらに対し、適切な対応がとられていたか 確認する。
- ➤ モニタリングに関し、工事中の大気質、水質、土壌、騒音・振動等については施工業者がモニタリングし、生計損失に対する補償支援については工事前、工事中に MPPTCL がモニタリングするとしていた。これらに対し、適切な対応がとられていたか確認する。

#### (エ)過去の類似案件からの教訓

- ☑本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
  - 過去のインド「アンパラ送電システム建設事業(I)、(Ⅱ)」の事後評価等では、超高圧送電のような新技術を導入する際に、入札書類の審査、森林伐採や航空法上の許認可等について、手続きや審査基準が未整備のため旧技術では起きなかった行政面、手続き面の困難や障害が生じる可能性があるの

で、入札書類の審査基準、森林伐採や航空法上の許認可手続き等について十分検討したうえで現実的な実施計画を立てる必要がある、との提言が得られた。本事業においても、MPPTCLにとって新技術となる屋外 GIS 変電設備及び低口ス送電線が導入されることから、右技術を導入するパッケージについては、応札企業の競争性を維持しつつ、高品質の製品を供給する企業が適切に選定され、適切な施工が行われるよう基本設計、調達監理等への支援を行う予定であった。また許認可手続き面では、森林伐採について MPPTCL が速やかに森林伐採許可を取得するよう、JICA として進捗を確認する、としていたため、その実施状況や効果について確認する。

## (オ)誰一人取り残さない (Leave No One Behind: LNOB) の視点について:

☑本事業の最終受益者として、広くマディヤ・プラデシュ州地域の住民が想定されるが、特定の用途に用いられる送電線敷設及び変電所増設という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

#### (カ) 定性調査/定量調査

□ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査/定量調査を含めない。

## (キ)詳細分析

□ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

#### 第4条 業務の内容

(1) 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料(英語、露語)を作成する。以下①~③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

#### (2) 評価方針(案)の作成

① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。

- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針(案)を作成し、発注者の承諾を得る17。

#### (3) 質問票の作成

- ▶ 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票(英語、 露語)を作成する。
- ▶ 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付する ため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- ▶ 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。
- (4) 評価に必要な情報の収集・整理(第1次現地調査)
  - ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関(必要に応じて対象国関係機関)および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
  - ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標(代替指標含む)にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
  - ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
  - ④ 第1次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

#### (5) 定性調査/定量調査

▽本案件では、以下の案件について定性調査を行う。

- ① インド「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業」
  - (ア) 目的:LNOBに係る定性調査
  - (イ) 調査内容:フッ素症対策における住民啓発活動および地方自治体で施設の 運営・維持管理を担う上水道管理委員会へのキャパシティ・ビルディング活動に おいて、一定比率以上の女性や貧困層の参加を促す等、事業効果から取り残され やすい人々の参加が配慮されていたかを確認する。加えて、これらの人々が、本

<sup>17</sup> 評価部の確認に15営業日(通常3回往復のやり取り)、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

事業で上水道施設が新設されたことにより、個別接続あるいは公共水栓から安全な水を利用できるようになる等、実際に事業の恩恵を平等に得ることができていたかについて調査を行う。なお、調査結果については、JICAと協議の上、評価結果への反映や教訓等へ整理を行うとともに、詳細ペーパーも作成する。

(ウ) 調査範囲:本事業が対象とする9地区<sup>18</sup>のうち、最低2地区から各2村ずつ 選定し住民へインタビュー調査<sup>19</sup>を行う。各村からそれぞれ10名程度を対象と し、合計40名程度のインタビューを想定する。

LNOB に係る詳細分析については、合計 40 名程度のインタビュー調査対象について、対象地区 $^{20}$ および対象村は実施機関へのヒアリングを通して、女性や貧困層の構成情報を収集し、バランスよく選定すること $^{21}$ 。なお、上記の詳細分析について、LC は 4 日程度配置し、一部を評価者による踏査、残りを LC による踏査と想定するが、難しい場合には一部を質問票やオンライン、電話等でのインタビューによる情報収集も可能とする。

#### (6) 詳細分析

△本業務では、実施する案件はない。

### (7) IRR 再計算<sup>22</sup>

☑ 対象案件のうち、以下の案件に関する IRR の再計算 (FIRR/EIRR) を行う。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	ウズベキスタン	ナボイ火力発電所近代化事業	FIRR/EIRR
2	インド	ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事	EIRR
		業	
3	インド	マディヤ・プラデシュ州送電網増強事業	FIRR/EIRR

- ① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。
- ② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の 提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Nagaur, Merta, Jayal, Degana, Ladnun, Didwana, Makrana, Parbatsar, Nawa

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 質問項目の検討に当たり、UNICEF策定のガイドライン"Water, Sanitation and Hygiene: A guidance note for leaving no one behind"を参照すること。: Water, Sanitation and Hygiene: A guidance note for leaving no one behind | UNICEF

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 各地区の特徴(人口構成、識字率、地区内の村)に係る情報も参照のこと。: <u>Nagaur Population 2025: Religion,</u> <u>Literacy, and Census Data Insights</u>

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 調査対象者の選定方法について、その選定基準を技術提案書にて提案すること。また、質問項目、調査手法についても 技術提案書で提案すること。

<sup>22</sup> 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

- ③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。
- (8) 事前事後比較表 (案) の作成及び暫定評価
  - ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定(事前)と事業実施後の現時点での実態(事後)を評価項目ごとに比較した事前事後比較表(案)(原則15ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
  - ② 事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において)発注者に説明し、 承諾を得る。
- (9) 暫定評価についての実施機関への説明(第2次現地調査)23
  - ① (8)の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。簡易型の案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
  - ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

## (10)提言・教訓の検討

▶ 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を 目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

#### (11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

▶ 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国 関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

#### (12) 追加情報の収集

▶ 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。

<sup>23</sup> 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

#### (13) 評価報告書(案)の作成

- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書 (案)(日本語)を取りまとめ、発注者の承諾を得る<sup>24</sup>。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案(英語、露語)を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書(案)(日本語・英語)を最終化し<sup>25</sup>、発注者の承諾を得る。

#### (14) 教訓シートの作成

▶ 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語)を作成する。

#### 第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項(1)以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- ▶ 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- ▶ 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する(発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払)。

#### (1) 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ (CD-R 3部) にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書	日本語	電子データ	・発注者指定の指定様式に従った内容

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

<sup>25</sup> 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

※簡易型の場合は評	/英語	PDF 版 • Word	・詳細分析を実施した案件は同分析に基
価結果票		版:	づくコラムを含む。
		CD-R 3部	・原則として、各案件 20 頁以内
			・要旨(要約版を作成する場合は当該資
			料)を含む。

## (2)中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ(電子メールでの送付可能)にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後	日本語	電子データ	
	10 営業日以内			
現地説明資料	現地調査の	英語/	電子データ	
	約2か月前	指定言語		
評価方針 (案)	現地調査の	日本語	電子データ	・発注者指定の様式
	約2か月前			に従った内容
				・最終化までに、複
				数回の評価部とのや
				り取りと、発注者の
				関係部のコメントへ
				の対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語/	電子データ	
		指定言語		
事前事後比較表	第一次現地調査後	日本語	電子データ	(案)の提出後、最
(案)				終化までに、複数回
				の評価部とのやり取
				りあり
IRR 再計算シート	第一次現地調査後	日本語	電子データ	
及び計算確認シー				
٢				
評価報告書(案)	第二次現地調査後	日本語/	電子データ	要旨(要約版を作成
※簡易型の場合は	(成果品提出の 2.5~	英語		する場合は当該資
評価結果票	3 か月前)			料)を含む
	※簡易型は検討会後			

教訓シート (案)	評価報告書提出の1	日本語	電子データ	
	カ月前			

## (3)提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 1部)にて提出する。

資料名		概要		
収集資料	一次データ	定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に		
		用いたデータセット		
		▶ 定性調査で用いたインタビューの記録資料		
		➤ 一次データの処理・分析用ファイル(STATA や R		
		などのスクリプトファイル) 他		
	   IRR 再計算の根	(該当案件のみ)		
	<b>拠資料</b>	発注者指定の様式に従った内容		
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真		
		5 枚/案件程度(解析度 300~350dpi)		
教訓シート		第4条(14)参照		
特殊言語版の報告書 (案)		(該当案件のみ)		
収集データ・レーティング等		エクセルファイルのフォームは契約後に提供		
のデータセット				

## 第6条 現地再委託

▶ 本業務では、現地再委託を想定していない<sup>26</sup>。

#### 第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

# 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容 等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認 して下さい。

## 1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

#### (1)業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2)業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する 目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務 量を算定してください。

(全体) 7.56人月

(現地渡航回数:延べ6回)

- ※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が 自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超 える場合は落札者とならないので、ご留意ください。
  - (3)業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者:(業務主任者/〇〇 格付の目安(3号)】

- 1) 対象国及び類似地域:ウズベキスタン、インド国及びその他の途上国地域
- 2) 語学能力:英語
- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

#### (4)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

#### (5) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

 $\frac{\text{https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308}}{\text{.html}}$ 

## 2) 各国における安全管理情報

#### 【ウズベキスタン】

#### 1) 行動規範

#### (1)連絡手段の確保

- ・携帯電話を常に通話可能な状態とする。特に、各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は携行を徹底する。
- ・ウズベキスタン到着後、空港および市内で SIM カードの購入も可能。または、 ウズベキスタンで使用できる海外ローミングサービスの利用のいずれかの手段 で、常時連絡のとれる連絡先を入手する。

- ・ウズベキスタン到着後に SIM カードを購入した場合は、ウズベキスタン事務所 の事業担当者、または安全管理担当者 (VC等) に電話番号を連絡すること。
- ・ウズベキスタン国内の都市間移動中および僻地は、携帯電話ネットワークサービスが貧弱で電波の届かないエリアが多くなる。そのため、そのような場所を 車両移動中に事故が発生した場合、連絡対応が十分にできない状況に陥ること から、都市間移動は可能な限り空路または鉄道の利用を優先して検討する。

#### (2) 安全管理意識の保持

- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在 時間を必要最小限とする。出発にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に 空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。
- ・ドライバーのスピード速度超過、または交通マナーの悪さから、交通事故が頻 発しているため、タシケント市内または地方移動にかかわらず、車両での移動 時には必ずシートベルトを着用すること。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所(治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等)への訪問を最小限とする。
- ・タクシーが必要な場合は、流しのタクシーには乗車せず、配車アプリサービス (Yandex 社、mytaxi) によるタクシーを利用する。

#### (3) ウズベキスタン特有の注意事項

- ・入国から3日以内に滞在登録をする必要がある。ホテル宿泊の場合、当該手続きはホテルが代行するので到着時にパスポートを預けること。なおパスポートの受け取りは翌日以降となる場合がある。
- ・出国時に滞在登録証の提示を求められる場合があるため、滞在登録証 (レギストラーツィア)を必ず受け取ること。知人宅に宿泊する場合であっても滞在登録が必要なため、知人の大家により滞在登録の申請が可能かも確認のうえ旅程を組むことを推奨する。(発行には数百円程度の手数料要)
- ・国内航空便搭乗や鉄道乗車には ID の提示が必要なため、乗車する際は忘れず に旅券を携行すること。
- ・街中での検問や、警備員による所持品チェックには素直に従い、決して抵抗しないこと。常に ID を持ち歩き、身元が証明できる状態にしておくこと。
- ・観光客があまり訪問しない、いくつかの山間地域・国境付近の地帯への入域について、ウズベキスタン政府が外国人に対し事前の渡航申請/許可を設けてい

る地域があるため、山間地域を訪問する際は知人の車両や公共交通機関の利用ではなく、当地事情に詳しい旅行会社に相談またはツアーを組むことを推奨する。

- ・違法薬物の所持はウズベキスタンでは重大な刑が科せられるため、薬はラベル の貼られたパッケージで持ち歩く等、誤解を招く所持物を携行しないよう十分 注意する。
- ・外貨からウズベキスタン SUM への両替は必ず銀行で行い、いわゆる違法な闇両替といわれる市場等の一般人とは取引を行わないこと。
- ・携帯電話を使用しながらの横断歩道の歩行は、交通安全上危険なだけでなく、 ウズベキスタンの法律で罰金刑(USD20前後)が科されるため、十分に注意す ること。

#### (4) 旅行計画上の注意

- ・都市間移動は、大都市以外の携帯電話電波が貧弱な状況と、交通事故発生リスクの高い国内状況から、車両での移動を極力短くすべく公共交通機関(飛行機、列車、大型バス)を優先的に選択することを推奨。都市間での車両移動を選択せざるをえない場合でも、白タクでの移動、及び乗合タクシー・乗合バス(マルシュルートカやダマス)での国内長距離移動は原則不可。公共交通機関がない区間の移動は、借り上げ車両や配車アプリのタクシーでの対応を検討する。これらの移動手段では対応できない特別な場合に限り、乗合タクシー等の利用を条件付きで認めることがあるため、移動届等で理由を添えて事務所へ相談する。
- ・日没後の都市間移動は、道路上の障害物が目視しづらく事故につながりやすい うえ救援も困難なため、やむを得ず車両による長距離移動をする場合は、日没 前に目的地に到着する計画を検討する。
- ・冬季期間(10月頃~4月頃)に山間部を通過する渡航、または山間部を目的地とする移動は、人けのない山岳道路などでの積雪や凍結による長時間の立ち往生や、雪崩のリスクが懸念される。山間部での車両移動を極力避け、空路あるいは鉄道での渡航が可能かどうかをまず検討する。申請内容によっては、事務所から渡航ルートや日程変更を勧告することがある。渡航者自身も雪崩注意報等アラートの情報収集に努め、あらかじめ複数のプランを検討しておくなど柔軟な渡航計画を行うこと。
- ・隣国との国境ポイントで入国・出国する陸路越境は、下記の点に注意する。
  - (1) ウズベキスタン側でも使用可能な携帯電話番号を事前手配すること。
  - (2) 国境付近に駐在する治安部隊による荷物・文書チェックに従順に応じるこ

ہ طے

- (3) イミグレーションや通関での対応は、担当官によりロシア語またはウズベク語、現地語での対話が必要となる。(JICA 事務所からは支援が困難なため、必要に応じ通訳を雇上することを推奨)
- (4) 国境ポイントとウズベキスタン主要都市間の移動は、必ず日中に行い夜間 の移動とならないこと。
- (5) 麻薬関連のトラブルに巻き込まれない為、国境を渡る際は他人からの荷物を決して預からないこと。
- (6) ウズベキスタン入国前、出国後は隣国の安全対策措置に従うこと。

## 【インド】

- 1) 行動規範
- ・下記の行動規範を遵守すること。
- ・「インド国 JICA 安全対策マニュアル」に記載のある留意事項を遵守する。
- ・最新版の「JICA海外安全対策ハンドブック」を熟読・遵守する。
- ・インドで使用可能な SIM カードを入手し、事務所関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
- ・事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに安全対策マニュアルに記載の緊急 連絡先に連絡する。
- ・宗教記念日・宗教行事開催時期及び各地域で選挙が行われる期間とその前後、そ の他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。
- ゆとりのあるスケジュールを組むこと(特に陸路移動)。
- ・安全管理部長承認地域での活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。また、都市間及びサイト視察を行う際は日中のみの移動とし、夜間の移動は禁止する。
- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。インドでは出発ロビー入場前にもセキュリティチェックがあることから時間に余裕を持って空港に到着する必要があるが、出発ロビー入場後は速やかにチェックイン等諸手続きを済ませて制限区域内に入るよう努める。
- 車両移動を行う際は後部座席であっても必ずシートベルトを着用すること。
- ・外国人が多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所(空港、公的機関、治安当局施設、鉄道駅、宗教関連施設、欧米イスラエル関連施設、ショッピングセンター、市場など)では、滞在時間を最小限とす

る。

- ・デモや政治集会等には近づかない。
- ・ 夜間の外出は最小限に留める (特に女性の夜間の一人歩きは避ける)。
- ・旅行行程に変更が生じた場合は、必ず海外渡航管理システム上で渡航情報を変更 するとともに、インド事務所安全管理アドレス宛(jicaidsecurity@jica.go.jp)に変更事項を連絡すること。

## 2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各 団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人 としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本 項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

\*評価対象とする類似業務:事業評価に係る業務

#### (2)業務の実施方針等

- 1)業務実施の基本方針
- 2)業務実施の方法
  - 1)及び2)を合わせた記載分量は、10ページ以下としてください。
- 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2)業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### 4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、 業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

## (3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3)業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### (4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

#### 1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

## 3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

#### (1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

#### (2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2)提出方法」に基づき提出してください。下記に該当 しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 定額計上について

#### ■本案件は、定額計上はありません。

#### (4) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

## (5) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙:技術提案書評価配点表

# 技術提案書評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1)類似業務の経験	6
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3
イ)ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2)作業計画等	(5)
ア)要員計画	_
イ)作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1)業務主任者の経験・能力	(20)
1)業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)
ア)類似業務等の経験	10
イ)業務主任者等としての経験	4
ウ)語学力	4
エ)その他学位、資格等	2